

# 岐阜県公報

第 六 百 九 十 四 号  
令 和 八 年 六 月 十 六 日  
( 火 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課) 二五二

### 告 示

令和八年度管理美容師資格認定講習会の指定  
令和八年度管理美容師資格認定講習会の指定  
公金事務の委託

(生活衛生課) 二五二  
(同) 二五二  
(子育て支援課) 二五三

## 規 則

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十七号

岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和六十三年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式記載上の留意事項以外の部分中「**ハ**」を削り、同様式記載上の留意事項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

別記第五号様式記載上の留意事項以外の部分中「**ハ**」を削り、同様式記載上の留意事項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別記第六号様式記載上の留意事項以外の部分中「**ハ**」を削り、同様式記載上の留意事項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

別記第七号様式記載上の留意事項以外の部分中「**ハ**」を削り、同様式記載上の留意事項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

別記第七号様式の二記載上の留意事項以外の部分中「**ハ**」を削り、同様式記載上の留意事項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

告 示

岐阜県告示第三百七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により令和八年度管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和八年六月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良  
東京都渋谷区笹塚二 一 六 JMFビル笹塚〇一（八階）

別記第九号様式記載上の留意事項以外の部分中「**㊦**」を削り、同様式記載上の留意事項第二号を削り、同様式記載上の留意事項第一号の号番号を削る。

別記第十号様式記載上の留意事項以外の部分中「**㊦**」を削り、同様式記載上の留意事項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

別記第十一号様式中「**㊦**」を削る。

別記第十二号様式記載上の留意事項以外の部分中「**㊦**」を削り、同様式記載上の留意事項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

別記第十四号様式記載上の留意事項以外の部分中「**㊦**」を削り、同様式記載上の留意事項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

二 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
愛知県名古屋市中区栄五 二七 一四朝日生命名古屋栄ビル（五階）

三 開催日等

開 催 年 月 日 講 習 内 容 開 催 場 所

令 和 八 ・ 一 一 ・ 九 公衆衛生 衛生管理 羽島市竹鼻町丸の内六 七

同 一 一 ・ 一 六 衛生管理 同 不二羽島文化センター

同 一 一 ・ 三 〇 衛生管理 同

四 受講料

二万円

岐阜県告示第三百八号

美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十二条の三第二項の規定により令和八年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和八年六月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 主催者の名称及び住所

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤 弘良  
東京都渋谷区笹塚二 一 六 JMFビル笹塚〇一（八階）

二 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所  
愛知県名古屋市中区栄五 二七 一四朝日生命名古屋栄ビル（五階）

三 開催日等

開 催 年 月 日 講 習 内 容 開 催 場 所

同	一一・三〇	衛生管理	同
同	一一・一六	衛生管理	同
令和 八・一一・九		公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六七 不二羽島文化センター

四 受講料  
二万円

岐阜県告示第三百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により  
公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月十六日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

株式会社ママスキー 富山県富山市町村一 九五 四	岐阜県ぎふつ こ育児サポー ト事業に係る 加盟店への精 算金	令和八年 五月十一 日	令和八年 五月十一 日	令和八年五月十一日 から令和九年三月三 十一日まで
指定公金事務取扱者 の名称及び住所又は 事務所の所在地	指定公金事務 取扱者に委託 した公金事務 に係る歳出	指定公金 事務取扱 者の指定 をした日	指定公金 事務取扱 者に委託 をした日	指定公金事務取扱者 に委託する期間

令和八年六月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社